

締約国に関する情報 AL	アルバニア 一般情報	附属書 B 1 AL
国内官庁の名称	General Directorate of Industrial Property (GDIP) (Albania) (工業所有権総局 (GDIP) (アルバニア))	
所在地及び郵便のあて名	Bulevardi “Zhan D’Ark”, Prona Nr. 33, Shtëpia e Ushtarakëve, Tirana, Albania	
電話番号	(355-42) 234 412	
ファクシミリ装置	(355-42) 234 412	
電子メール	mailinf@dppm.gov.al	
インターネット	www.dppm.gov.al	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から1箇月以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はTNTの配達サービスを条件とする。	
アルバニアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、工業所有権総局 (GDIP) (アルバニア)、欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
アルバニアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：工業所有権総局 (GDIP) (アルバニア) (国内段階参照) 欧州特許：欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
アルバニアを選択できるか？	できる (PCT第二章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許, 実用新案 欧州：特許	
国際型調査に関するアルバニアの規定	なし	

[次頁に続く]

A L

アルバニア (続き)

A L

国際公開に基づく仮保護

国内特許を目的とする指定の場合：

PCT第21条に基づき公開されたアルバニア指定の国際出願は、未審査国内出願の強制的国内公開を定めたアルバニア法に基づきその権利が認められる。国際出願の請求の範囲のアルバニア語による翻訳文を管轄官庁が公開した日から仮保護が生じる（アルバニア工業所有権法第27条）。

欧州特許を目的とする指定であり、次のいずれかに該当する場合：

(1) 国際出願がEPO公用語の1つによって公開された場合：

出願人は、出願における請求の範囲の翻訳文に関する国内的要件を満たすことを条件として、侵害に対して事情に応じて合理的な補償を求める権利を有する（EPC第67条及び第153条(4)を参照）。¹

(2) 国際出願がEPO公用語でない言語で公開された場合：

(1)に規定する保護は、EPOがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまでは効力を生じない（EPC第153条(4)及びアルバニア工業所有権法第82条(1)を参照）。

アルバニアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について

アルバニアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)(a)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知の日から3箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あり（附属書L参照）

欧州特許については、附属書Bの欧州特許機構（EP）を参照

1 EPCに関する国内法の詳細については、www.epo.org/patents/law/legal-texts/national-law-epc.html, 特に「Rights conferred by a European patent application after publication pursuant to Article 93 EPC (Article 67 EPC) (EPC第93条に基づく公開後の欧州特許出願によって与えられる権利(EPC第67条))」及び「Translations for obtaining provisional protection(仮保護を取得するための翻訳文)」を参照。